

平成21年第2回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 平成21年 4月20日 午前10:00

○閉 会 午前11:09

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 佐々木嘉一	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 鈴木斌次郎
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鐙利行
総務部長 伊藤賢志	会計管理者 門間鋼悦
産業建設部長 山口義光	水道局長 澤井昭
教育次長 鈴木公悦	市民生活部長 宮田隆悦
福祉保健部長 小林健一	総務課長 児玉俊幸
企画政策課長 鈴木司	活性化推進室長 関谷良広
財政課長 幸村公明	税務課長 川上護
収納課長 菅原龍太郎	市民課長 鈴木利美
生活環境課長 近藤進	総合窓口センター長 川上秀佐男
追分出張所長 三浦喜博	社会福祉課長 山平重男
高齢福祉課長 伊藤律子	健康推進課長 伊藤正吉
産業課長 伊藤清孝	都市建設課長 藤原貞雄
下水道課長 三浦永寿	総務学事課長 鎌田雅樹

幼児教育課長	根	一	生涯学習課長	瀬	下	三	男	
スポーツ振興課長	菅	原	徳	志	田	仲	茂	隆
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	佐々木	博	信					

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊	藤	正	議会事務局次長	門	間	善一郎
--------	---	---	---	---------	---	---	-----

平成21年第2回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

平成21年4月20日午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 常任委員会委員の選任
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告（議会運営委員会委員長）
- 日程第 6 行政報告（市長）
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 4号 専決処分の承認について（平成20年度潟上市一般会計補正予算（第10号））
- 日程第10 承認第 5号 専決処分の承認について（平成21年度潟上市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第11 議案第41号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第12 同意第 1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任について
- 日程第13 同意第 2号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任について

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回潟上市臨時会を開催致します。
会議に先立ちましてご報告申し上げます。

平成21年4月5日告示の潟上市議会議員補欠選挙において当選されました兩名をご紹介致します。

私の方からお名前を申し上げますので、その場にてご起立くださいますようお願いいたします。佐々木嘉一議員です。鈴木斌次郎議員です。

以上、2名の方が潟上市議会議員として当選されました。よろしくお願い致します。

議事の進行上、新議員の仮議席を指定致します。仮議席は、各議員がただいまご着席の議席を指定致します。

次に、4月1日付の人事異動による新たな議会事務局職員を紹介致します。

議会事務局長の伊藤 正です。次長の門間善一郎です。よろしくお願い致します。

続いて、鑑副市長より報告事項がありますので、これを許します。鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） それでは、4月1日付で人事異動等がございましたので、私の方からご紹介申し上げます。

まず最初に市長の石川光男です。

それから、私の右隣、総務部長の伊藤賢志です。

○総務部長（伊藤賢志） 伊藤です。宜しく申し上げます。

○副市長（鑑 利行） それからその隣が会計管理者の門間鋼悦です。

○会計管理者（門間鋼悦） 宜しく申し上げます。

○副市長（鑑 利行） その隣が産業建設部長の山口義光です。

○産業建設部長（山口義光） 山口です。宜しく申し上げます。

○副市長（鑑 利行） それから右手の方ですが、現在、教育長が入院加療中のため今日の本会議を欠席となっております。それで、教育長職務代理者教育次長の鈴木公悦です。

○教育次長（鈴木公悦） 宜しく申し上げます。

○副市長（鑑 利行） 市民生活部長の宮田隆悦です。

○市民生活部長（宮田隆悦） 宮田です。宜しく申し上げます。

○副市長（鑑 利行） 福祉保健部長の小林健一です。

○福祉保健部長（小林健一） 小林です。宜しくお願いします。

○副市長（鑑 利行） 水道局長の澤井 昭です。

○水道局長（澤井 昭） 宜しくお願いします。

○副市長（鑑 利行） 以上、部長クラスまでご紹介申し上げますが、課長クラスについては、お手元に席次表を配付しておりますので、ご覧になってください。

以上でご紹介を終わります。

○議長（藤原幸作） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議席の指定】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議席の指定を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定します。4番佐々木嘉一議員、18番鈴木斌次郎議員と致します。

【日程第2、常任委員会委員の選任】

○議長（藤原幸作） 日程第2、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名します。4番佐々木嘉一議員は社会厚生常任委員会、18番鈴木斌次郎議員は総務常任委員会と致します。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。

【日程第3、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、3番児玉春雄議員、4番佐々木嘉一議員の2名を指名致します。

【日程第4、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第4、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

【日程第5、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第5、諸般の報告を行います。

15番伊藤議会運営委員長。15番。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、本日午前9時より委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもと、開催しております。

議案審議について申し上げます。

当局から議案の概要説明を受けた結果、本臨時会に提案されている議案の審議は、全体審議、本会議とすることと致します。

なお、臨時会については、平成18年3月に臨時会は全体審議、本会議とすることが議会運営委員会で確認されておりますので、宜しくお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで諸般の報告を終わります。

【日程第6、行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第6、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さんおはようございます。

本日ここに平成21年第2回臨時会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

まずもって、4月12日に実施されました潟上市議会議員補欠選挙において、見事当選を果たされました佐々木嘉一議員、鈴木斌次郎議員には誠におめでとうございます。市議会議員として忌憚のないご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、私にあつては、浅学非才の身ながら4月5日に告示されました市長選挙において、2期目無投票による当選の栄に浴しました。市政運営における所信については6月定例会において申し上げますが、潟上市長として今後4年間の活力あるまちづくりに粉骨砕身、努めていく所存でありますので、宜しくお願い申し上げます。

次に、提出議案の審議に先立ち、市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

緊急雇用創出事業交付金活用事業については、現在の雇用失業状況に鑑み、国からの緊急雇用創出事業臨時特別交付金を秋田県が資金造成をし、その基金を活用して雇用創

出事業を実施するものであります。

実施主体は潟上市で、事業期間は平成20年から平成23年までの4年間であります。

事業の内訳としては、市臨時職員雇用拡大事業、地理空間情報整備事業、文化財関係資料整備事業などの10事業であります。この事業において36名の雇用が創出される見込みであります。

次に、潟上市共通商品券事業について申し上げます。

潟上市商工会では、本市初となるプレミアム付商品券「潟上市共通商品券」を発行するため、諸準備を進めております。この商品券は、利用できる店舗を潟上市内に限定し、地元の消費の拡大、地域経済の活性化や景気刺激対策につながるものであります。あわせて、このたび給付される定額給付金を市民の皆さんから有効に活用していただくことを目的としております。

商品券の発売期間は平成21年5月1日から10月31日までの6か月間で、発売総額は5,500万円となっております。

販売内容は、1セット11枚入り1万1,000円分を1万円で販売するもので、1人5セットまで購入できます。また、取り扱い店については、市内の多数の小売店等でも利用できるよう、商工会員以外にも取扱加盟店を募集しているところであります。

実施に当たっては、店舗に潟上市共通商品券取扱店のステッカーを掲示し、市民に周知することとしております。

なお、商品券の販売場所は、潟上市商工会本所と天王指導センター（旧潟上市天王商工会館）、天王庁舎、昭和庁舎、飯田川庁舎、追分出張所の6か所を予定しております。

また、先行きが不透明な経済不況の中で、こうした取り組みを通して地元消費の喚起と市内事業者の販売促進、地域活性化の一助になればと期待しております。この事業を支援すべく関係予算を本臨時会に計上しております。

次に、定額給付金給付事業について申し上げます。

定額給付金給付事業については、当初計画より1週間早めて4月22日給付予定として各世帯主に申請書を送付致しました。その後、臨時受付会場に直接申請書を持参された方々も含めて、第1回給付は4月5日まで受け付けした給付を決定した方は全世帯の83%に当たる1万771世帯、給付額4億7,182万4,000円となっております。

今後の給付予定については、5月以降、月2回の振り込みを予定しております。

また、定額給付金に関連した振り込め詐欺対策等については、広報等で注意喚起を

図ってまいります。

次に、フェリシモの森植樹事業について申し上げます。

本事業は、企業協力による緑化事業で、市町村が管理する森林造成を支援するものがあります。昨年度、社団法人国土緑化推進機構を通じて植林を希望する自治体への呼びかけがあり、本市において飯田川南公園内のスキー場跡地の荒廃地を候補地として、里山植樹計画を提出しておりました。3月末の現地調査を踏まえて、今回、株式会社フェリシモより内示書を受けたことと植樹適期のこともあり、関係予算を本臨時会に計上しております。

次に、天王追分西地区の砂利採取法に基づく砂利採取計画について申し上げます。

昨年3月に東北石材建設株式会社から申請のあった砂利採取計画については、実質、昨年9月から砂の採取と埋め戻しのための土砂をストックする作業がこの3月まで続けられております。

認可の内容は、採取した跡地を建設残土によって埋め戻すことで災害の発生防止と安全を図ることとしておりました。しかし、3月16日・17日の現地視察および調査により、ストックしている土砂にコンクリート塊やアスファルト塊、金属片、プラスチック類が散見されました。

市と県では、この結果を重く受けとめ、市は即時17日付で東北石材建設株式会社に、砂利採取場への埋め戻し土砂の搬入中止を勧告しました。また、県も廃棄物の処理および清掃に関する法律による報告の聴取を行い、産業廃棄物が混入した残土を受け入れた経緯と今後の処理計画等について報告を求めたところであります。

会社からは、提出期限の3月27日と31日に市と県にそれぞれ報告があり、管理体制が不十分であったことと業務フローによるチェック機能が有効に働かず不備があったことを認めております。

今後は、土壌検査を実施した後、建設残土と産業廃棄物が混入した土砂を区分し、当初の計画による埋め戻しはせず、すべて採取場外に撤去の上で最終処分場での処理と建設用土として転用する計画です。

また、採掘跡地については、今後、県と市の指導をもとに対応することとしております。

これまで砂利採取法の規定にない水質検査と土壌調査等について追分9町内会正副会長会と協議し、確認書をもって進めてきたところでありますが、産業廃棄物の混入は確

認書以前の問題であり、極めて遺憾であり、許認可行為の信頼性を大きく揺るがす事態と受けとめております。

私は、今般の事態を受けて産業廃棄物等の適正処理はもちろんのこと、土砂等の埋め立てによる土壌の汚染や地下水の水質汚濁、土砂等による災害の発生防止のため関係条例の整備が必要と考え、庁内に条例策定プロジェクトチームを設置致しました。

今後は、県条例にこのような内容の条例がないことから、国・県および関係機関と協議・調整を図りながら市議会にご相談申し上げ、速やかな策定、議会全員協議会に諮り、6 ないし 9 月定例会に上程を目指してまいります。

次に、飯田川雇用促進住宅について申し上げます。

独立行政法人雇用・能力開発機構では、平成21年4月以降、入居者の退去促進の取り組みを進めることとしていましたが、昨今の経済状況、雇用・失業情勢等を勘案し、機械的に退去を求めることとならないよう、少なくとも3年間はこれを延期することの方針を決定致しました。入居者の方々には既に同機構からこのことが周知されております。

市としては、今後とも同機構と協議を継続していくこととしております。

以上、関係議案の適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、行政報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで行政報告を終わります。

【日程第7、承認第2号 専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）】

○議長（藤原幸作） 日程第7、承認第2号、専決処分の承認について（潟上市市税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、承認第2号、専決処分の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成21年4月20日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願い致します。

専決処分書。

潟上市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自

治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成21年3月31日 潟上市長 石川光男

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日より施行されることに伴う市税条例の一部改正でございます。

主な改正内容は、個人住民税における住宅ローンの特別控除の創設、土地等の長期譲渡所得にかかわる特別控除の創設、それから上場株式等の配当および譲渡益に対する個人住民税の軽減率の延長等で、いずれも現下の厳しい経済金融状況等を踏まえた改正でございます。

個人住民税における住宅ローン特別控除の創設については、住宅投資を活性化するという観点から、住宅ローン特別控除について控除額を過去最大に引き上げるとともに、中低所得者層の実質的な負担を軽減するため所得税から引き切れなかった住宅ローン控除額を住民税から控除するものでございます。

具体的には、平成21年度から平成25年度まで入居したものが対象でございます。控除の上限額は9万7,500円です。この新たな制度は、平成22年度の住民税から影響することになってございます。

また、土地等の長期譲渡所得にかかわる特別控除の創設については、土地の需要喚起ということで、土地の需要悪化と有効活用を推進するという目的からの改正でございます。

具体的には、個人が平成21年・22年中に取得した土地を5年超所有し、譲渡した場合に1,000万円の特別控除を適用するものです。早くて平成21年から5年超の平成26年中の売却ということになりますので、個人住民税については平成27年度課税から影響してくるものと思っております。

次に、上場株式等の配当および譲渡益に対する個人住民税の軽減税率の延長については、平成20年度改正により軽減税率を廃止することとしましたが、厳しい経済金融環境に鑑み、現行の軽減率を3年間延長するものでございます。

あと、その他につきましては条項の整理等によるものでございます。第1条からございます。それから、皆さんに参考資料として提出しておりますので、それを参考にして頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより承認第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

20番。

○20番（西村 武） 住宅ローン特別控除についてですけれども、平成21年度から5年間ということでございますけれども、最高で9万7,500円と、こういうふうな説明でございますけれども、これはその1年だけなのか、それとも5年間住民税から控除されていくものとか、その辺のところひとつお聞かせ願います。

○議長（藤原幸作） 川上税務課長。

○税務課長（川上 護） 税務課長の川上と申します。

先ほどのご質問でございますが、10年間選択しますと10年間控除の対象となります。金額につきまして毎年、限度額9万7,500円まで控除の対象となります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

【日程第8、承認第3号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）】

○議長（藤原幸作） 日程第8、承認第3号、専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成21年 4 月20日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願い致します。

専決処分書。

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成21年 3 月31日 潟上市長 石川光男

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますけれども、このたびの改正は、健康保険法等の一部を改正する法律および地方税法ならびに地方税法施行令の改正に伴い条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容は、2割軽減措置対象者の見直しと介護納付金課税額の課税限度額の引き上げでございます。

国民健康保険税の2割軽減について所得金額が軽減基準所得を超えない場合であっても、市長が前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときは軽減の対象としないということにされておりましたけれども、このたびの改正においてこの条件を撤廃し、2割軽減についても一律軽減の対象にするものでございます。

国民健康保険税については、基礎課税額について47万円、介護納付金課税額については9万円、後期高齢者支援金等課税額については12万円という限度額を設けてございます。この限度額については、国民健康保険税を所管している厚生労働省で毎年試算をして、見直しの可否を判断しているところでございますが、このたび介護納付金課税額について限度額を現行の9万円から10万円に引き上げるものでございます。

その他につきましては、条項の整理等でございますので、第1条から、それから皆さんに参考資料としてお渡ししてございますそちらの方を参考にして頂ければ幸いです。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番。

○11番（藤原典男） 国民健康保険税については、去年、後期高齢者医療制度が発足しまして、新たに支援金分として所得割が1.72、それから均等割が5,000円、平等割が4,200円ということで、新たな国民健康保険税については負担がなりましたけれども、

今回は介護の納付金の額、限度額が9万円から10万円に1万円引き上げということですけれども、これ対象となる世帯数と、それから税収はどうなるのか、これがまず1点質問したいと思います。

それから、今の40代の親2人、それから子供さん2人の最低生活基準額を計算しますと212万4,040円になるわけです。これやはり大変な厳しい中での新たに新設された後期高齢者医療制度の支援金分としてつけ加えられておりますけれども、さらにこの方たちの額が、もしかしたら適応になるかもしれないというふうなことも考えられるわけなのですけれども、生活基準の1.5倍まで固定資産税の減免制度がありますが、こういうふうな方までも今回、9万円から10万円まで、私は上がらないとは思うのですけれども、もしそういうふうな計算ができておれば、対象となるのかどうか、そこら辺を聞きたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 川上税務課長。

○税務課長（川上 護） それでは私の方からお答えします。

介護納付金課税額が9万円から10万円に1万円引き上げになるわけでございますが、それに対する対象世帯がどのくらいおるかということでございました。昨年、平成20年度の場合、134世帯ございました。そういうことで、今回1万円の引き上げということになりますので、税収に対する影響額は134世帯掛ける1万円ということで134万円、単純に増税になるかと思えます。

それからもう一つ、この1万円上がることによりまして固定資産の減免対象となるかどうかというご質問でございましたが、ちょっとそこら辺の詳しいことはちょっとまだ把握してございません。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 11番よろしいですか。11番。

○11番（藤原典男） これは恐らく所得の高い方たちが限度額の引き上げというふうなことになると思いますけれども、後で計算しましてお知らせお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

【日程第9、承認第4号 専決処分の承認について(平成20年度潟上市一般会計補正予算(第10号))】

○議長(藤原幸作) 日程第9、承認第4号 専決処分の承認について(平成20年度潟上市一般会計補正予算(第10号))を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長(伊藤賢志) それでは、承認第4号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

平成21年4月20日提出 潟上市長 石川光男

次のページでございます。

専決処分書。

平成20年度潟上市一般会計補正予算(第10号)を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成21年3月31日 潟上市長 石川光男

皆さんに配付しております別冊の「平成20年度潟上市一般会計補正予算書(第10号)」と書いておるのがございますので、そちらの方をご覧頂きたいと思っております。

平成20年度潟上市一般会計補正予算(第10号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,694万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億9,213万6,000円とするものでございます。

3ページお願い致します。

第2表の繰越明許費についてご説明申し上げます。

農山漁村活性化プロジェクト支援事業につきましては、事業主体でございます株式会社淡路製粉が製粉製造工程を組み合わせて1つの製造ラインを整備する事業であります。工程ごとの複数の契約を進めてまいりましたけれども、仕様の決定期間に時間を要したということになりまして、3月までに事業を完了することができなかつたために3,950万円を平成21年度に繰り越したものでございます。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

5ページでございます。

9款1項1目地方交付税1億7,520万2,000円は、3月に特別交付税が確定したため、予算計上済額との差額を予算計上したものでございます。

13款2項国庫補助金は4,124万4,000円の追加で、介護従事者処遇改善臨時特例交付金は174万4,000円の追加でございます。

また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金3,950万円は、県補助金からの組み替え増でございます。

14款2項県補助金は3,950万円の減で、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を国庫補助金に組み替えて減額するものでございます。

続いて歳出予算の方についてご説明申し上げます。

6ページの方をお願い致します。

2款1項17目基金費は1億7,520万2,000円の増額でありまして、財政調整基金積立金1億1,520万2,000円と市役所庁舎建設基金積立金6,000万円でございます。

3款1項7目介護保険費は174万4,000円の追加で、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

【日程第10、承認第5号 専決処分の承認について（平成21年度潟上市一般会計補正予算（第1号））】

○議長（藤原幸作） 日程第10、承認第5号 専決処分の承認について（平成21年度潟上市一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、承認第5号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年4月20日提出 潟上市長 石川光男

次のページをお願いします。

専決処分書。

平成21年度潟上市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものでございます。

平成21年4月1日 潟上市長 石川光男

皆さんに配付してございます「平成21年度潟上市一般会計補正予算書（第1号）」の方をご覧頂きたいと思っております。

平成21年度潟上市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,518万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億7,918万5,000円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の方についてご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

14款2項県補助金は2,518万5,000円の追加で、緊急雇用創出特別基金事業費補助金でございます。

次に、歳出予算の方についてご説明申し上げます。

5ページでございます。

5款1項3目緊急雇用創出特別基金事業費は2,518万5,000円の追加で、主なものは臨

時職員賃金でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これより承認第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。
17番。

○17番（中川光博） 賃金について2つお尋ね致しますので、お願い致します。

先ほどの説明で36名の方を雇用して頂いたということですが、この雇用期間はいつまでかということが1つと、どの分野に何人配分、配分というとおかしいのですが、重点配置されているかということをお尋ねしたいと思います。なぜその分野に配置したかというふうな、そのねらいもあわせて説明をお願いします。

2つめですが、4月1日現在で構いませんけれども、この全体の職員数が何人になっているのか、正職員の数、臨時職員の数、合計何人というふうに説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

.....
午前10時40分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

児玉総務課長。

○総務課長（児玉俊幸） 17番中川議員にお答え致します。

正職の職員数につきましては、4月1日現在で318人ということになっております。それから、臨時の職員につきましては、雇用保険、社会保険で225の方が加入しているということで、今後、臨時雇用等が増えてくるということでございますので、この後増えてくるということにはなってくると思います。

社会保険で雇用のされない方が当然いるわけです。短期間という方がおりますので、それを含めるとおよそ300人ぐらい。例えば1時間、2時間というふうな短い時間帯で雇用されている方もおります。というのは、バスの添乗員等がおりますので、そういうものを含めると300人程度いるということになります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 山口産業建設部長。

○産業建設部長（山口義光） 17番中川議員の質問にお答え申し上げます。

雇用に当たりましては、10の事業があります。この10の事業に対して雇用をするというようなことをございます。

雇用期間については1か月、2か月、3か月、4か月、5か月、6か月というようにそれぞれ分かれております。

雇用の内容につきましては、10の事業がありますけれども、1つめは地理空間情報整備事業というようなことで、現在、紙ベースで管理されている地図情報を整理を致しまして、統合型のGISへ組み込む事業、それから、文化財関係資料の整備事業というように、潟上市内の文化財とかそういうものを写真等でまず整理する事業、あるいは教育環境整備事業ということで教育委員会が所管する施設の関係の整備を図るというような内容、それから防犯灯の調査事業ということで、各自治会からの故障修理の要望に迅速に対処するため、潟上市全域の防犯灯の設置箇所を調査しながら台帳を作成するということとか、それから、これからが本格的になりますけれども、転作関連の入力データを整理するというようにコンピューターへ入力する事業、あるいは市道の環境整備事業ということで、側溝の清掃、除草、それから交通安全施設の清掃、街路樹の剪定を行うような事業、それから市道の橋梁安全点検委託事業というふうなことで、これにつきましては橋梁の長寿命化に向けまして点検をするというような内容、それから耕作放棄地が市内の各地にありますけれども、それらについても現職員の中では対応しておりますけれども、なかなか全体の数字が、しっかりした数字が把握されていないということもありますので、完璧にまずそういうふうな遊休農地を把握しながら今後の農政に役立てていくというように、そういうような調査をする事業、それから広報のデータベース化ということで、昭和30年代から広報紙をデジタル化しておりますけれども、その保存に関するものがこの事業の中に組み込まれております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。20番。

○20番（西村 武） 13節委託料のことでちょっとお聞きしますけれども、市道構造物安全点検委託料、これ385万4,000円になっておりますけれども、この事業内容等、件数等についてひとつ具体的に説明を頂きます。

○議長（藤原幸作） 山口産業建設部長。

○産業建設部長（山口義光） 20番西村議員にお答え申し上げます。

この市道構造物の安全点検委託事業というように、この中身につきましては6

月1日から9月30日までを一つの工期と致しまして、全部で5人の就業者をもって行う事業でございます。

積算の考え方と致しましては、100か所を実施をするというような内容になっております。

内容につきましては、過去に建設業、または調査設計コンサルタントの作業を実施したことがある、そういうふうな実績のある技能者を予定して調査をするというような内容になっておりますので、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） ただいまの説明を受けまして、約100か所ほど、こういう答弁でございますけれども、その100か所の中には大体どのようなものが入って、5人ぐらいのこの専門職みたいな方がこれに従事するというようなことでございますけれども、その方々がどのような資格を持ってこれに当たっていくものか、その辺のところもう一度お願いします。

○議長（藤原幸作） 山口産業建設部長。

○産業建設部長（山口義光） 西村議員にお答え申し上げます。

ただいまの質問につきましては、これは橋梁の長寿命化というようなことで、その点検の内容になりますので、中身については市内にある橋梁、全部で46か所ばかりありますけれども、全部で、大きい橋梁はともかく小さな橋梁についてはその内容を調査致しまして台帳をつくり上げると。そういうことで、この後、長寿命化に向けましてそれらの整備について、その整備の計画を立てるということでございます。

なお、大きなものにつきましては、なかなかそういうふうな業者というか人員でもって対応できませんので、これについては改めて予算を頂きながら委託事業ということで新たに事業を組むようなそういうふうなことになろうかと思っております。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） ほかに。6番。

○6番（藤原幸雄） 先ほど賃金のことでもいろいろご説明ございましたけれども、この賃金体系、みんな時給が同じでないと思いますが、大体おおよそ何段階ぐらいに分かれているのか、あるいはもうみんな一律にやるのか、その辺の内容についてお伺いします。

○議長（藤原幸作） 山口産業建設部長。

○産業建設部長（山口義光） 6番藤原議員にお答え申し上げます。

賃金につきましては、1日7時間ということで700円から、それから1日7時間で1,000円のケースもあります。それから、構造物の安全点検ということになりますと、1日1万600円というふうな賃金体系のものもございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） はい、6番。

○6番（藤原幸雄） 先ほど安全管理、いろいろございますけれども、それなりに資格を持った方がこの中に何人かおるとは思いますが、そういうその有資格者といえますか、ただ普通の素人ではできないと思いますが、その辺の内容についてお伺いします。

○議長（藤原幸作） 山口産業建設部長。

○産業建設部長（山口義光） 6番藤原議員にお答え申し上げます。

有資格者につきましては、どうしてもやはり橋梁の点検ということになりますと、単にそのものを見るというだけでは済みませんので、やはりそういうふうな技術、要するに前にコンサルタントとか、あるいは土木業者さんの方に雇用されていたとか、そういう方を雇用の計画に盛り込んでいきたいと思っています。

○議長（藤原幸作） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決致します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

【日程第11、議案第41号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）】

○議長（藤原幸作） 日程第11、議案第41号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）を議題とします。

議案の朗読を省略します。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、ただいま上程されました議案第41号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について、別冊のとおりということで、平成21年4月20日提出 潟上市長 石川光男

皆さんに配付してございます別冊の「平成21年度補正予算書（第2号）」の方をご覧頂きたいと思います。

平成21年度潟上市一般会計補正予算（案）（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,025万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億8,943万5,000円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の方についてご説明申し上げます。

4ページでございます。

18款1項繰越金は525万円の追加で、前年度繰越金でございます。

19款5項雑入は500万円の追加で、フェリシモの森基金からの植樹事業補助金でございます。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

7款1項1目商工振興費は500万円の追加で、潟上市共通商品券事業補助金であります。この商品券事業は、潟上市内の消費拡大と購買意欲の向上、購買の地区外流出を防止することにより、地元商工業者の活性化を図ることを目的に潟上市商工会を中心として実施するものでございます。

次に、8款4項2目公園費は525万円の追加で、飯田川南公園の植栽工事費でございます。これは飯田川南公園のスキー場跡地、約1万3,000㎡に郷土の木としてヤマザクラ600本をはじめとする11種類3,250本の木を植栽し、市民の森、自然観察の森として活用するものでございます。

事業の詳細については、先ほど市長の行政報告の中でご説明申し上げましたけれども、フェリシモの森に関しては社団法人国土緑化推進機構が実施するものでございますけれども、企業からの基金を充当することから、今回、株式会社フェリシモという会社の基金を利用するというので、潟上市で平成19年度、天王南中学校にはローソン基金を利用して植栽してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸作） これより議案第41号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番。

○11番（藤原典男） フェリシモの森というふうなところから植樹事業補助金が許可になったというふうなことで、これやと思うのですけれども、ここにまで至った経過など、簡略にお願い致したいと思います。

○議長（藤原幸作） 山口産業建設部長。

○産業建設部長（山口義光） 11番藤原議員にお答え申し上げます。

このフェリシモの森について、これまでの経過についてご報告申し上げます。

この森につきましては、先ほど総務部長が申し上げましたように、社団法人国土緑化推進機構が中に入りまして、その企業からの資金を利用して苗木を作付けするというようなことをございます。昨年度になりますけれども、この話がございまして、市と致しましては市内にあります公園、2か所ばかりを選定しておりました。ただ、その中ではやはりどうしても面積が必要なことと、それから市の用地であるということと、それからあと現在その森林化といいますか、なっていないというふうなこともありましたので、今回、飯田川の南公園を選定したところでございます。

内容につきましては、1万㎡を超えないといけないというふうなことで1万3,000㎡、飯田川のこの土地を要望といいますか推薦致しまして、今回、3月に改めてこの公園の方に緑化推進機構の方から視察に見えまして、それによりまして最適であるというようなことで頂いております。これまで国内外においてやっておりましたけれども、秋田県においては3か所ばかりが選定というようなことで最初候補地にのっておりましたけれども、潟上市が最終的にはこの補助の対象の候補地になったというようなことをございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） ただいま経緯についてもわかりましたけれども、このフェリシモの森から500万円ほど頂いて植栽するというのが飯田川の南公園の方にやられるということですが、まあ結構なことでしょう。それについて私どももその地域の児童遊園地等についての松くい虫や木くい虫等で荒れた公園がありまして、植栽をしたいということで市の方に要望を出しましたけれども、予算等の関係で不可能だということがありました。しかし私どもはそういうことからではなくて、地域のその環境をよくする、または子供の遊び場等については積極的にボランティア的にやろうということで、ある業者をお願いしまして私ども町内会の役員で植栽を昨日実施したわけですが、そう

いう面では、全市挙げてそういう地域にある公園等についても植栽の希望があるかどうかを検討していただいて予算計上されて進めるべきではないかというふうに思うわけです。この南公園については、従前も相当荒れた状態で地域の町内会が草刈り等をしたという経緯も聞いておりますけれども、そこに今後はこのような立派な植栽をして自然観察の森にするということですから、当然地域の民地でも官地でも、すべてそういうところに予算計上するようなことを検討して頂きたいというご要望をしておきたいと思いません。

以上です。

○議長（藤原幸作） 要望でよろしいですね。はい。

ほかにございませんか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 関連でございますが、この先ほどヤマザクラという説明が、3,250本ですか…。私個人的にはこのヤマザクラと、それから一般のサクラありますよね。サクラの木。この辺のところの、一般のサクラでは非常に花見とか何かぱっときれいなわけでございますけれども、ヤマザクラというのは平凡な感じもあるのではないかと。その点の指摘っていうか、そのヤマザクラを植えた方がいいとか、これはあくまでもこちらの方の考えのもとでこういうことをするのか、その辺のところちょっと説明をよろしくお願いします。

○議長（藤原幸作） 今、植栽についての考え方ということでよろしいですか。

○7番（佐藤恵佐雄） はい。

○議長（藤原幸作） 山口産業建設部長。

○産業建設部長（山口義光） 7番佐藤議員にお答え申し上げます。

この事業につきましては、単に植栽ということじゃなくて、一つの森をつくるというような事業でございます。そういうことで、我々も花木的なものも考えておりましたけれども、中にはやっぱりそういうふうな、それこそヤマザクラというふうなものも600本入っております。それで、それ以外の樹種につきましても、どちらかといいますと広葉樹林をイメージしたものを配置するというようなことでございました。そういうことでこの計画は立てておりますけれども、いずれにつきましてもこの緑化推進機構の方でどのような樹種がいいかというようなことを検討しながら、その500万円の金額の中で収まるような形で計画されておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。20番

○20番（西村 武） 関連でございますけれども、先ほどの山口部長の方から、なぜこの飯田川南公園であるかというようなことで、1万㎡以上必要だというようなことでございますけれども、今後もそうすれば、これなどを活用する場合は1万㎡以上でなければこれは申請とかそういうものはできないのかどうか、その辺の確認ですのでひとつ宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 山口産業建設部長。

○産業建設部長（山口義光） 20番西村議員にお答え申し上げます。

1万㎡以上というのは、やはりそれなりの一つの森を形成するというところでございます。ここに3,250本というようなことですので、大体4㎡に1本というようなことで配置しております。

なお、そのあたりありまして、やはり冬期間を過ごしてきますと、中からやはり枯損するものもありますので、そういうことでまず今回は1万㎡以上だということ聞いております。それ以下となりますと、どちらかといいますと、もう少し規模の小さい公園的なものになりますので、森の再生というところまでのイメージにはならないというようなことで、またこの後いろんな青少年のための教育林というようなことを考え、そこで展開するというようなことですので、やはりある程度1万㎡以上というようなことで規定されております。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長番（石川光男） 今、部長の答弁のとおりですが、採択基準というのがあるのです、物事すべて。採択基準に応じてこちらの方で応募していくという格好になると。今回の件については1万㎡以上でなきゃだめだと。それについては採択基準がありますので、それに従って応募していくという考えです。

○議長（藤原幸作） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

【日程第12、同意第1号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任について および
日程第13、同意第2号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任について】

○議長（藤原幸作） 日程第12、同意第1号と日程第13、同意第2号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第1号と同意第2号について提出者より一括して説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第1号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の選任について。

湖東地区行政一部事務組合議会議員に下記の者を選任したいので、湖東地区行政一部事務組合同約第5条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 潟上市昭和大久保字北野白洲野28番地2

氏 名 菅原金春

生年月日 昭和17年11月1日

本日提出 潟上市長

提案理由

湖東地区行政一部事務組合議会議員の菅原金春氏が平成21年3月27日付で任期満了となったので、湖東地区行政一部事務組合同約第5条第1項の規定により、議会の同意を得て議員を選任しなければならないという理由であります。

同じく第2号であります、

記

住 所 潟上市飯田川金山字家ノ前124番地

氏 名 古戸俊行

生年月日 昭和22年1月1日

本日提出 潟上市長

提案理由

提案理由であります、湖東地区行政一部事務組合議会議員の藤田剛太郎氏が平成21年3月27日付で任期満了となったので、湖東地区行政一部事務組合同約第5条第1項の規定により、議会の同意を得て議員を選任しなければならない、これが提案理由であり

ます。

菅原さんと古戸さんの略歴については、皆様にお届けしておりますが、どうかひとつ宜しく願い申し上げます。

以上です。

○議長（藤原幸作） これより同意第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 同意、選任については特別な異論はありません。この略歴等を見れば、皆さん立派な方でございますけれども、ただひとつ要望といいますか、私ずっと気になっていたことでございますが、例えばこの一部事務組合議会議員にかかわらず、農業委員であっても、例えば教育委員であっても、やはり顔がね、すべてわかるということがないと思うのです。わからない方もいます。後でその私たちが選んでいる方でも顔がわからなくてという場合もあります。そういう意味では、これ要望でございますけれど、顔写真を添付をしてはどうかと。より明確になると思います。その辺をひとつ要望しておきたいとします。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） よく研究し、勉強したいと思います。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第1号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第1号は同意することに決定されました。

これより同意第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより同意第2号を採決致します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで第2回潟上市臨時会を閉会致します。

どうも御苦労さまでございました。

午前11時09分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 児 玉 春 雄

〃 署名議員 佐々木 嘉 一